

第14回制度設計・監視専門会合

日時：令和7年10月29日(水) 15:00～16:55

※オンラインにて開催

出席者： 武田座長、岩船委員、松村委員、村松委員、熱海専門委員、五十川専門委員、大橋専門委員、北野専門委員、草薙専門委員、曾我専門委員、原専門委員、松田専門委員、山口専門委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○黒田NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまより、電力ガス取引監視等委員会第14回制度設計・専門改革を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合はオンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っております。

また、曾我委員は遅れての御参加の予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしくお願ひいたします。

○武田座長 こんにちは。それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日の議題でございますけれども、議事次第に記載しております3つとなっております。早速、議題の1つ目、「平成26年度以降の需給調整市場の監視及び価格規律のあり方について」に関しまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。資料3に基づき、黒田課長、よろしくお願ひいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料3を御覧ください。「2026年度以降の需給調整市場の監視及び価格規律のあり方について」ということでございます。

2ページでございますけれども、需給調整市場につきましては、御案内のとおり、2021年度からの市場開設以来、段階的に商品を拡充し、2024年度から全商品取扱い開始となっております。また、2025年度からは 三次調整力②が30分取引化に移行しております。

需給調整市場は市場開設以来、募集量に対して応札量が不足し、競争が十分に機能しない状況にあることが主な課題となっております。資源エネルギー庁、電力広域的運営推進

機関、電力・ガス取引監視等委員会では、電力需給調整力取引所とも連携して取引状況を継続的に分析しながら、この課題に対応するため、上限価格の導入や募集量からの市場外調整力の控除、起動費事後精算等の施策を講じ、需給調整市場の適正化に向けた取組を実施してきたところでございます。

今回、監視等委員会事務局では、2026年度以降、全商品前日取引化・30分取引化に移行し、市場環境の変化が生じることも踏まえまして、これまでの施策の実施を踏まえた振り返りを行いまして、2026年度以降の需給調整市場の監視及び価格規律のあり方について検討を行ったことから、その内容について御議論いただきたいということでございます。

4ページ以降、需給調整市場の振り返りということで整理をしております。大部の資料になっているものですから、ポイントをかいづまんで御説明を差し上げたいと思います。

まず、5ページで需給調整市場の創設経緯・目的ということが書いてあるのですけれども、参考までに整理したところでつけさせていただいているものでございます。こちらが9ページまでございまして、10ページ以降が需給調整市場の現状のデータを御紹介しているところでございます。

まず10ページでは、商品別の応札、募集量・応札量・約定量の推移ということで三次②の2021年度以降のデータを載せているということでございまして、右下に書いておりますとおり、青が標準化した募集量、黄色が約定量、赤が応札量ということでございます。それをエリア別に示したものということでございます。

リード文のところですけれども、2023年度までは募集量・応札量が一部のエリアで低下傾向が見られていたということなのですけれども、2024年度以降、募集量が募集量の削減係数の導入等によって低下傾向が継続をしていると。右のところに、①の2020年6月の募集量削減係数の導入、11月にいわゆるクロスポイント方式の導入といったところを記載しておりますけれども、こういったものがあって、募集量については低下傾向が継続していると。一方で応札量につきましては、2025年3月からの30分取引化の影響もあって、総じて増加傾向に転じており、募集量を上回ってギャップが広がっているということでございまして、総じて三次調整力②は競争的な状況が継続的に進展している傾向と考えてございます。

11ページが、同じ募集量・応札量・約定量の複合商品についての状況。これは2024年度からということでございます。北海道、北陸を除くエリアでは応札量が募集を下回る状況が続いていたということなのですけれども、2025年度以降、市場外調整力の確保ですか、

これは一部エリアでの揚水随契含めて、こういった対応が進んでいるということでございまして、一部エリアでは、応札量が増加をして応札量が募集量を上回るエリアが増加をしてきているということでございまして、複合商品については特にここ数か月、競争的な状況が進展してきている傾向にあると考えております。

次に、12ページでございますが、平均単価・最高約定単価・最低約定単価の推移ということでございます。まず、三次②でございますけれども、2021年度以降、極端な高額単価での約定が発生しておりましたが、2024年度後半以降、先ほども御説明をした募集量削減係数の導入等による募集量削減、個別事業者への監視強化などの影響もありまして、高額な最高約定単価の頻度は減少してきているということで、調達費用全体に与える影響も限定的となってきているというふうに考えております。

13ページは、複合商品における単価の推移ということでございまして、上の赤で書いてある最高約定単価につきましては、上限単価19.51円/△kW・30分での約定が各エリア一定程度あるということなのですけれども、こちらは多くが蓄電池であるということでございます。

2025年度以降、市場外調整力の確保による募集量削減によって数量ベースでの競争が進展してきているというのは、先ほど御説明したとおりでございますが、限界電源付近の単価は上限単価が続いているということでございまして、黄色の平均約定単価を押し下げるほどの状況には至っていないといった状況でございます。

次に14ページ、こちらは調達費用の推移ということで、まず三次②でございます。下のグラフの黄色が調達費用の総額、そのうちの緑が広域調達の額ということでございます。

まず、三次②でございますけれども、2021年度からの取引開始以来、広域調達を交えつつ、金額ベースで数億円から数十億円の調達費用が発生をしているということでございまして、2024年度以降、募集量係数の導入に伴いまして、調達費用が大幅に低下をしてきているといった状況でございます。

15ページが複合でございますけれども、こちらも調達費用は一進一退で推移をしているということでございますが、特に揚水随契を導入したエリア、東日本であれば北海道、東北、西日本であれば中部エリア及び関西エリアといったエリアでは、調達費用の低減が見られるという状況でございます。

少し飛ばして18ページ、こちらが広域調達の状況ということでございます。リード文でございますけれども、まず三次②でございますが、2021年度の取引開始以来、全エリアで

旧一電のシェアがほぼ100%で推移をしておりましたが、23年度以降、徐々に旧一電のシェアが低下。これはグラフ上の青の点でございます。こちら旧一電のシェアが低下をして、新電力の調達割合が増加をしてきていると。

また、広域調達も一定程度生じてきているということでございまして、広域調達における旧一電のシェア、こちらの黄色なのですけれども、こちらもシェアが下がってきているということでございますので、エリア間の競争に新電力は一定の貢献をしてきているということがうかがわれるということでございます。

19ページが複合商品の状況ですけれども、こちらも同様でございまして、一部のエリアでは、広域調達率の上昇ですとか旧一電のシェアの低下といった状況が見られるということございます。以上がデータの紹介でございました。

20ページについては、事前的措置の対象事業者の変遷ということで、21年度以降の対象事業者を掲載させていただいております。

21ページ以降で、施策編ということで、これまで需給調整市場において講じた施策を年度ごとに示したものを作成させていただいております。

25ページ以降、監視編ということで、これまでの監視の状況をまとめているところなのですが、考え方としては27ページです。

全体像のところを示させていただいておりまして、対象事業者について、大きな市場支配力を有する事業者とそれ以外の事業者ということに分かれるのですけれども、法的措置ということで、両事業者共通の比率といたしまして、市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること、いわゆる相場操縦等があった場合には業務改善命令等では正をするといった事後監視の考え方を示しているということに加えて、大きな市場支配力を有する事業者については、上乗せの事前的措置として、登録価格に一定の規律を設け、それを遵守するように要請をするといった形で対応を行っているということでございます。

そちらを文章にしたのが28ページということでございまして、需給調整市場における時後的な措置につきましては、スポット市場の取扱いに倣って適切ガイドラインにおきまして、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」等を業務改善命令等の対象となり得ることとして明確化しております。

それから需給調整市場における事前的措置といたしましては、大きな市場支配力を有す

る事業者、すなわち連系線の分断等が生じた場合に市場支配力を有することとなる（蓋然性が高い事業者を含む）事業者に対して、競争的な市場において取るであろう行動を常に取るよう求めることが適當とされておりまして、こういった行動は、大きな市場支配力を有する事業者のみならず、それ以外の事業者においても望ましいものと整理をされております。

このため、適取ガイドラインにおいて、需給調整市場における望ましい行為として「調整力の応札価格及び調整電力量料金に適用する単価の登録においては、競争的な市場において合理的な行動となる価格で入札を行うこと」を規定しております。その詳細を記載した需給調整市場ガイドラインを別途制定し、大きな市場支配力を有する事業者に対して、それを遵守するように要請することが適當とされております。

この事前的措置を遵守している限りにおいては、確実に業務改善命令等の対象とならないということで、すなわちセーフハーバーとなるという整理となっております。

また、事前的措置を遵守しなかったことをもって直ちに業務改善命令等の対象となるものではなく、上述の業務改善命令等の対象となり得る行為等を踏まえて、それに該当するかどうか等を考慮した上で判断されると、こういった整理で実施をしていくということです。

それから33ページ以降で、これまで個別に実施した監視の内容をまとめてございます。リード文のところで2つ目なのですけれども、需給調整市場ガイドライン等の検討当時は市場開設前であったということもありまして、入札行動が不透明な部分もあったことなどから、現状、業務改善命令等の対象となる具体的な事例には相場操縦しか規定していないということでありまして、不合理な入札行動に対する事例を十分に明示できていないという課題があるということでございますが、具体的には、これまで当会合で御報告してきたとおり、調整力△kW市場、調整力△kWh市場において報告した事案といったものに対応して指導して、行動を是正していると。具体的には、例えば調整力△kW市場のNo.1に書いてあるように、「固定費回収のための合理的な額の計上において、固定費を適切に期間按分することなく、過年度分の未回収固定費や将来の回収分を含めて、1年で回収しきる想定で△kW価格に加算計上していた。」といったような事案について対応してきているということでございます。

それから34ページ、こちらは本日の議論にもなるところなのですが、B種電源協議ということでございます。事前的措置の位置づけになっておりますけれども、2つ目のポツで

書いてあるとおり、事前的措置の詳細を規定する需給調整市場ガイドラインにおきまして、2024年度以降、調整力提供事業者からの申請により、 ΔkW 価格の内訳の一定額を監視等委員会事務局と協議して決定するB種電源の仕組みを導入し、運用しております。

これまで、2024年度は5件であったのですが、2025年度は10月時点で34件の協議を実施してきているということでございまして、当該事業者が申請する一定額に計上すべき固定費等について、様々な課題等も確認をされているということでございます。

経緯のところは飛ばさせていただいて、40ページ以降、B種電源協議の振り返りということでございますけれども、大きく3点課題があると考えております。1つ目は、合理的に説明できない費用等が計上されていること。2つ目が、協議対応における申請事業者と監視等委員会事務局との双方の負担が大きいこと。3つ目として、市場の競争状況と乖離した協議額となっていること、ということでございます。

すなわち、申請内容について非常に多くの項目を確認する中で、合理的に説明できない費用等について協議の妥結点を見いだすのに、申請事業者と監視等委員会事務局との双方に多くの事務的かつ時間的負担が発生をしたということでございますし、また条件価格や募集量の削減策が講じられた現在の市況においては、協議額では約定し得ない状況であり、B種電源協議自体の有用性に疑問が生じているというのが現状でございます。

合理的に説明できない費用等の計上の具体例ということで、4ページほど使って載せているのですけれども、例えば当年度分の減価償却費等を含む固定費におきましても、そこに書いているような様々な申請内容がありまして、制度の理解が不十分であるとか根拠が不適切であるといったような理由で、事務局として是正を要請し対応してきているといったようなことがありますし、あと、43ページにあるような他市場収益に関する項目でしたり、44ページ、想定約定料といったような項目でも対応を実施してきているということでございます。

45ページが、多大な協議対応負担というページでございます。B種電源協議では、一定額が1.64円/ $\Delta kW \cdot 30$ 分を超えるものについては、より厳正に個別審査を実施するとされているのですけれども、2025年度の容量市場の約定価格が前年度と比して大きく低下をしていると。下に※で書いてあるとおりの状況でございまして、この結果、容量市場での固定費回収が困難な電源が増加をしているということで、2025年度については、B種電源協議の申請件数が昨年度より大幅に増加をしているということでございます。

2025年度も本整理に基づいて確認を行ったものの、一部の申請事業者の提出書類におい

ては、各種の計算、前提条件の一貫性の欠如、各種資料間の不整合、これら確認結果に対する申請事業者からの回答の長期化といった状況も見られまして、平均2～3週間であります、最長で2か月間回答がなかったものもあったということでございまして、協議完了までに長期間要した事案が複数あったということでございます。

それから、当初の協議申請額を1,000円/△kW・30分を超える価格帯で提示される事業者をはじめ、市場で想定される価格帯を大幅に超過する内容で申請する事業者が複数あったということでございまして、これらは初めての申請であり不慣れであるということから致し方ない面もあると考えられますけれども、事前に社内でどこまで検討、確認、検証されていたか疑問が残るものでもございまして、また一部の申請事業者の中には、需給調整市場ガイドラインに対する明らかな理解不足もあったということでございまして、こうした点もあり、特に2025年度のB種電源協議については、申請事業者と監視等委員会事務局の双方にとって多大な負担を要したものとなったということでございます。

また一方で、市場の競争状況と乖離した協議額ということでございまして、こういったプロセスを経て妥結した協議額について、現状の需給調整市場において実質的に約定困難な高価格水準にあるという状況でもございます。

下の図を見ていただければと思いますけれども、青の棒が需給調整市場のB種の協議額ということで、25%タイルと75%タイルのところを太くしております。一方で需給調整市場の平均約定単価、赤の三次②が1.14、黄色の複合商品が2.87ということで、いずれも25パーセンタイルを下回る水準になっているということでございますので、なかなかその協議額で入札しても約定する状況にはないということでございますので、多大な労力に見合った効果が報われないという側面が見受けられるということでございます。

この協議額が高くなる要因でございますけれども、B種電源の一定額については、2行目にある計算式、すなわち当年度分の減価償却費を含む固定費から他市場で得られる収益を引きまして、これを想定約定量で割るという計算式で算定をしております。

協議額が高くなる要因としましては、合理的に説明できない固定費の計上や容量市場収入等がないこと。これは、すなわち分子が大きくなる要因でございますけれども、これに加えて過小な想定約定量の設定、すなわち分母が小さくなるといった要因もございます。

想定約定量の算定に過去実績を用いる事業者の入札行動には、不落が続いても入札価格を下げない、あるいは当年度分の固定費回収が済んだので、その後、応札自体をやめたというものなどもありまして、こうした行動の実績に基づいて想定約定量を算定するために、

過小の設定となっていると考えられるということあります。また、合理的な想定約定量の算定を求めて、協議額を高く見積もりたいというインセンティブが働くことから、相当中に恣意的な数値となるという側面もありまして、協議において決定された価格水準は事後監視におけるセーフハーバーとなるということから、申請事業者がセーフハーバーを恣意的に設定することが可能であるということを意味しており、一定額の算定諸元に想定約定量を用いることの問題点でもあるというふうに考えております。

48ページ以降で、この振り返りのパートのまとめということでございます。まず、市場の競争状況については、三次②からですけれども、募集量と応札量の比率、募集倍率で見ると、2024年度の募集量削減係数の導入以降上昇しており、競争的な状況が継続していると。

また、旧一電以外の新規参入者も出てきており、調達費用は2024年度半ば以降、低位に推移しているということで、募集量削減係数の影響が大きいと考えておりますし、総じて現状は競争的な状況にあると考えられ、募集量削減係数の運用に変更が生じない限りは、2026年度以降もこの傾向は続くと考えております。

次に複合でございますけれども、こちらも各商品とも募集倍率は総じて低位に推移しておりましたが、2025年度からは市場外調整力の調達（揚水随契含めて）により上昇しておりますし、競争的な状況が進展しつつある傾向にあるということでございます。

エリアの約定に占める旧一電のシェアは、関西エリアでは相対的に低いということで、当該エリアの新電力の約定が多いということがうかがえますし、また四国エリアでは、エリアの約定に占める旧一電シェアは高いものの、広域調達に占める旧一電シェアは足元で低下傾向にあるということで、他エリアの新電力の約定が増加しているということもうかがえるということでございます。

また調達費用につきましても、東日本で見れば、足元で北海道・東北エリアが低下しているということで、東京エリアは上昇しておりますけれども、揚水随契が10月から入っているということでございます。

といったような状況も踏まえまして、総じて現状は競争的な状況が進展している傾向にあると考えておりますし、一部のエリアでは新電力との競争が比較的活発に発生しており、徐々に望ましい方向に向かっている様子が見られるということかと思っております。

また、2026年度からは全商品が前日取引に移行するため、引き続き取引状況を注視していきたいと考えております。

事後監視につきましては、先ほどもありましたとおり、現状の適取ガイドラインでは、問題となる行為として相場操縦しか規定しておらず、不合理な入札行動に対する事例を十分に明示できていないという課題があると考えておりますし、これまでの事後監視の蓄積も踏まえまして、改めて需給調整市場における問題となる行為を整理することは、事業者にとっても行動規範が明確となり、望ましいものと考えております。

また、B種電源協議につきましては、先ほど御説明したとおり、事業者と監視等委員会事務局との間で多大な協議負担を要しているにもかかわらず、現在の市況においては、協議額では到底約定し得ない状況となっているというのが実態でありますし、このためB種電源協議自体の有用性に疑問が生じるものとなっているところで、今後のB種電源協議のあり方について検討が必要と考えております。

以上の振り返りを踏まえまして、次のページ以降で、2026年度以降の監視及び価格規律のあり方について検討を行っております。

52ページで検討すべき論点でございますけれども、これまでの振り返りを踏まえまして、2026年度に向けて検討すべき論点といたしまして、以下の事項について検討しております。

①として、B種電源協議の廃止、 $\Delta k\text{W}$ 価格の考え方の整理、②として事後の措置を規定する枠組みの見直しということでございます。

まず、論点の①でございます。見直しの方向性①として、B種電源協議の廃止ということで示させていただいております。先ほど申し上げたとおり、需給調整市場では競争的な状況が進展しつつあるという状況であると。

B種電源協議につきましては、特に一定額が1.64円/ $\Delta k\text{Wh} \cdot 30\text{分}$ を超える事案については、厳正に個別審査を実施してまいりましたが、現在の市況上、協議額では約定し得ない状況となっていると。

こうした状況を踏まえますと、入札価格を事前に個別精査するB種電源協議については、一定の役割を終えてきている側面があるのではないかと考えておりますし、申請事業者と監視等委員会事務局との双方に多大なコストが生じているという側面も踏まえると、監視リソースの効率的な運用という観点からは、事後監視にウエイトを移していくことも考えられるのではないかと考えております。

一方で、B種電源協議のような事前の個別精査を全廃すると価格規律の遵守が緩む懸念もあるということでございますので、事前確認を完全に撤廃するのではなくて、次年度以降の事前の措置の対象事業者に対しては、次年度の取引開始前に事前に各電源等の入札価

格の考え方を聴取し、価格規律の認識にそごがないかを確認すること。また、期中の固定費回収状況の報告を四半期ごとに求めるといった対応を通じて、一定の粒度の事前確認を維持しながら事後監視に注力するという方法もあり得るのではないかと考えております。

以上のような対応を前提に、2026年度以降、事前の措置の対象事業者による一定額、すなわち0.33円/ $\Delta kW \cdot 30$ 分を超過した事案に対するB種電源協議については廃止することとしてはどうかということでございます。

次に、54ページ見直しの方向性②としまして、 ΔkW 価格の考え方の整理ということでございます。これまでのB種電源協議では、需給調整市場ガイドラインの記載内容に対する解釈の相違等により、 ΔkW 価格の内訳の一定額に計上する費用等が過大に計上され、申請事業者に対して申請内容の見直しを求めるなど、協議に多くの時間を要したところです。

今後、同様の事案が発生したときには、今回の申請事業者と同様の対応を取ることが公平性の観点から重要であると考えております。このため、各事案で対応を求めた内容を需給調整市場ガイドラインに記載をするということは、仮にB種電源協議が廃止された場合のその後の規律の遵守を確保する上でも必要であり、他の事業者にとっても行動規範が明確となり、望ましいものと考えております。

また、B種電源協議における ΔkW 価格の算定方法については、事業者が想定約定量を過小に見積もると、過大な ΔkW 価格が算出されるという構造的な問題があるということでございます。

加えて、2026年度以降、全商品前日取引化・30分取引化により生じる応札事業者の入札行動の変化により、 ΔkW 価格の算定方法について見直すべき点はないかといった点も検討する必要があるということでございまして、以上を踏まえて、現在の需給調整市場ガイドラインに規定している ΔkW 価格の考え方については、応札事業者が価格規律を遵守した価格設定を円滑に行えるよう、これまでよりも可能な限り詳細かつ明確に示した上で、算定方法についても需給調整市場ガイドラインの趣旨にのっとったものとなるよう整理すべきではないかと考えております。

今後の検討事項として、仮に需給調整市場ガイドラインに規定している ΔkW の考え方を整理する場合には、次回以降、以下の事項について主に検討を行っていくことをしたいということで、1つには、 ΔkW 価格の内訳の一定額に計上する合理的な固定費回収額の詳細。②として、2026年度の全商品前日取引化・30分取引化を踏まえた ΔkW 価格の算定

方法ということでございます。

次に、論点2としまして、事後的措置を規定する枠組みの見直しということで、需給調整市場ガイドラインの位置づけの見直しということでございます。需給調整市場における業務改善命令等の対象となる具体的な事例を再整理するという場合は、これまでの制度設計の枠組みを踏まえると、適取ガイドラインの「問題となる行為」に記載することが一案としては考えられるということでございますが、一方で需給調整市場に参加している事業者の多くは需給調整市場ガイドラインを参照していることや、2024年度からの市場全面運開からの実績がまだ十分ではないこと、また、26年度からは全商品前日取引化となり、市場環境が変化することなどから、想定外の問題となり得る入札行動が追加的に発生する可能性も多分にあり、その都度、適取ガイドラインを改正する対応では事業者の認知や柔軟性に欠ける部分もあるということでございますので、この点、需給調整市場ガイドラインに記載することとすれば、事業者にとっても情報が集約され参考しやすく、市況の変化に応じて新たな問題行為が発生したときの柔軟性を確保することも可能となると考えております。

したがって、2026年度以降は、需給調整市場ガイドラインが適取ガイドラインの望ましい行為の詳細を示すものという従来の位置づけに加えて、問題となる行為の詳細を示すものでもあるという位置づけを追加し、需給調整市場ガイドラインに具体的な処分対象行為を追記することとしてはどうかと考えております。

新たに追加する問題となる行為でございますけれども、これまでの監視の実績、需給調整市場の運用状況を踏まえますと、需給調整市場における適正な価格形成を確保する観点からは、従来の相場操縦のような市場相場を人為的に操作する行為だけに限らず、市場相場を変動させる目的がなかったとしても、不合理な入札価格（登録価格）、または入札量の設定により不当に収益を得る行為や、不適切なシステム設定により不合理な入札価格（登録価格）、または入札量が設定され、需給調整市場やインバランス料金の精算に関して、他の複数の事業者に影響を与える行為は抑止すべきと考えられ、これらを業務改善命令等の対象となり得ることと整理することが適當ではないかと考えておりますが、次のページ以降で①、②の具体例をまとめておりますが、そのほかに追加すべき行為懸念はあるかといった点も御指摘いただければと思います。

まず、①不合理な入札価格、または入札量の設定により不当に収益を得る行為という点の具体例でございますけれども、スライドの33で記載した過去の対応事案。△kW価格の

内訳の一定額に過年度分や将来分も含めた固定費の計上。需給調整市場に応じたプロックとは無関係の期間で発生した損失の計上。当年度分の固定費回収後も0.33円に戻さず、固定費回収前の額あるいは0.33円以上を一定額に計上。起動費等の計上を、1回分を超えて計上していたこと。不適切な限界費用や一定額の設定により収益を得ていたことなど、需給要因や電源等の技術的な制約要因では説明がつかない要因により、需給調整市場ガイドラインの規定を逸脱した入札価格の登録を行う行為を想定してございます。

59ページですけれども、先ほどのページで申し上げた事項に加えて、需給調整市場の運用状況を踏まえて、以下のような行動を取ることも可能であると考えております。

すなわち、調整力 $\Delta k\text{W}$ 市場で約定した電源等、これを稼動させることなく $\Delta k\text{W}$ 収入を得るため、調整力 $\Delta k\text{Wh}$ 市場での指令確率を低める登録価格を設定する行為ということで、調整力 $\Delta k\text{W}$ 市場の $\Delta k\text{W}$ 収入は予約料でありますので、結果的に電源等が使えないとしても、発電事業者は収入を得ることができるということでございますので、メリットオーダーで指令される電源が決定される中で、発電事業者が例えばV1を著しく高い価格で登録することで、一般送配電事業者からの指令を回避することが可能となり、 $\Delta k\text{W}$ 収入を得ることができるということでございます。

こうした行為は、V1とV2のスプレッドの規律で抑止可能と考えておりましたが、2024年度以降、余力活用契約を締結していない電源等は下げ調整力が発生しないため、スプレッドの規律が機能しないケースもあると。

また、※で書いてあるとおり、充放電で指令される蓄電池も、放電の上げ調整と充電の下げ調整で限界費用が異なるため、スプレッドの規律が機能しないという事例もあります。

このようなことから、このような行為についても、問題となる行為になり得るものとして明確化すべきと考えられるのではないかと考えております。

それから別の事例として、需給要因や電源等の技術的な制約要因では説明がつかない要因により、限界費用に不合理な機会費用を求めて登録価格を設定する行為といったものも想定されるところでありまして、こちらは調整力 $\Delta k\text{Wh}$ 市場で過去、ある蓄電池事業者が小売事業者との契約において、スポット市場後の充電による電力供給をインバランス料金で精算するということから、V1を、機会費用を考慮して補正インバランス料金の上限価格、すなわちC値=200円とすることで、損失を発生させないことを意図した行為が発生をし、この登録されたV1が一般送配電事業者に指令されることにより、インバランス料金が需給状況とは無関係に高値となったといった事案がございましたので、このような

不合理な機会費用の設定については、仮に指令が行われずインバランス料金に反映されなかつたとしても、調整力 $\Delta k \text{ Wh}$ 市場におけるメリットオーダーをゆがめる行為であることから、需給調整市場における適正な価格形成を確保する観点からは、問題となる行為になり得るものとして明確化すべきと考えられるのではないかということでございます。

次に、不適切なシステム設定により、不合理な入札価格または入札量が設定され、需給調整市場やインバランス料金の精算に関して他の複数の事業者に影響を与える行為ということで、こちらは第11回の制度設計・監視専門会合で御報告した事案でございますけれども、調整力 $\Delta k \text{ Wh}$ 価格の登録において、システム上の問題により誤って高額な価格計算が行われ、調整力として指令されたことで、インバランス料金の精算に関して他の複数の事業者に影響を与えた事例などを想定しているということでございます。

以上、62ページ最後ですけれども、事務局の提案をまとめますと、各論点の対応方針ということで、論点1、B種電源協議の廃止、 $\Delta k \text{ Wh}$ 価格の考え方の整理につきましては、現在のB種電源協議については、2026年度以降廃止してはどうかと。ただし、事前の措置の対象事業者に対しては、以下の先ほど御説明した①、②といった方法で、一定の尤度の事前確認を維持しながら厳格な事後監視に注力してはどうかと。

また、 $\Delta k \text{ Wh}$ 価格の考え方については、内容の明確化を行い、需給調整市場ガイドラインの趣旨にのっとったものとなるよう整理をしたいと考えておりますし、詳細は、次回以降さらに検討してはどうかということです。

論点2の事後の措置を規定する枠組みの見直しにつきましては、適取ガイドラインに規定されている需給調整市場において問題となる行為について、2026年度以降は需給調整市場ガイドラインに具体的な処分対象行為を追記すると。

これまでの監視の実績や需給調整市場の運用状況を踏まえまして、先ほど御説明した①、②を追加してはどうかということで、具体例については、下の括弧にあるようなものが想定されるのではないかということでございます。

63ページ以降は、データの商品別のさらに詳細なものをつけさせていただいておりますが、説明については割愛をさせていただきたいと思います。

長くなりましたが、私からは以上になります。

○武田座長 詳細にありがとうございます。市場状況を子細に振り返っていただきまして、それを基にB種電源協議の廃止、 $\Delta k \text{ Wh}$ 価格の考え方の整理、また事後の措置を規定する枠組みの見直し。これは事例の蓄積による需給調整市場ガイドラインの充実化という

ことでございますけれども、御提案申し上げました。

ただいまの説明につきまして、御質問でありましたり御意見があれば、御希望をチャット欄でお知らせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、草薙委員、よろしくお願ひいたします。

○草薙委員 草薙です。御説明ありがとうございました。

2026年度以降の需給調整市場の監視及び価格規律のあり方について、資料62ページ、この画面に基づいて幾つかコメントを申し上げます。

まず、論点1のB種電源協議では、これまでの専門会合で、B種電源協議の件数が増えていることを受けまして、よほど効率的な方法論を取っていただきなければ、申請事業者や監視等委員会事務局の負担が大きいだろうというふうに思っておりましたところ、事務局としては、丁寧に協議をしても、結局成果として現れにくいということを多いために、2026年度以降の廃止の方向性を提案されたというふうに思っております。

確かにしっかりと調整をしても約定には至らないことも多く、事業者としても、やはり投入するコストの割にパフォーマンスが悪いという問題意識をお持ちだったのではないかと思っておりまして、そうだとすれば、廃止はもっともなことであり、むしろ厳格な事後監視という形で2026年度以降は見ていただきて、もし不適切な行為が見つかったら、しっかりと対応していただくということをお願いできればと思います。

また、事前の措置の対象事業者に関しましては、現在と同じ状態が続くと理解しております、そういう区別をしていただくことを支持したいと思います。次回以降、△kW価格の考え方について、明確な内容にて需給調整市場ガイドラインの趣旨にのっとったものに整理できるよう、しっかりと検討できればと思っております。

論点2の需給調整市場ガイドラインにおける「問題である行為」の追加ということにつきましては、この段階において妥当なことではないかと思います。従来、多くが「望ましい行為」だったと思うのですけれども、新たに「問題となる行為」を2つしっかりと明示していただくことで、当局としてもよいメッセージを発することになると思いますし、プレイヤーからも、明確化という意味で大いに参考にしていただけるのではないかというふうに思います。

すなわち2020年の段階では、「問題となる行為」としては相場操縦の明示に対応したことだったと思うのですけれども、それ以外にも不適切な行為があるということが「問題のある行為」として明示されていくということこそ、重要なメッセージであると思

っております。

以上であります。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして松田委員、よろしくお願ひいたします。

○松田委員 丁寧な市場の振り返り、ありがとうございます。私も、この62スライド目について意見を申し上げたいと思います。

私も事務局の御整理や提案については、異存はございません。需給調整市場は、その名のとおり、市場メカニズムを使って調整力を効率的に調達する場ということで設けられたものと理解しておりますので、今後、監視の度合いを少し効率化して、市場本来のメカニズムに任せられるものになれば、それが一番よいのだと思っております。

このスライドの論点2の①と示してある、不合理な入札価格または入札量の設定により不当に収益を得る行為ということで、これを問題行為として追加するということについては異存ございませんが、この点について少し意見を申し上げたいと思っております。

今回、具体例もお示しいただきましたけれども、他方で、具体的にどのような行為がどのような場面で不当に収益を得る行為なのかという当てはめの点については、まだ確実に明確だという点もないかと思いますので、今後の引き続きのモニタリングや事業者とのコミュニケーションを通じて、丁寧に判断していただきたいと考えております。

需給調整市場が参加事業者にとって魅力的な市場となることや、調整力として必要な電源の投資インセンティブを損なわないというためには、入札価格の合理性や収益の不当性の有無に関しては、事業者が取っているリスクに応じたリターンという視点も重要ではないかと思っております。

そのため、今後も調整力の費用の効率化や不当な高値の抑制とともに、需給調整市場の活性化や調整電源の投資促進というような2つの観点のバランスを取っていただきながら、収益の不当性ですとか入札価格の合理性などの点を検討していただくとよいのではないかと思っております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして村松委員、よろしくお願ひいたします。

○村松委員 村松です。御説明ありがとうございました。状況の整理、分析を詳細にお

示しいただきました、理解進みました。ありがとうございます。

今回お示しいただきました、論点1、2とございますが、それぞれコメントを述べさせていただきます。

B主電源協議の廃止なのですが、今回の内容を拝見して、そもそも市場に入札する事業者としての入札前準備がなっていないという状況を目の当たりにして、事業者としての誠実性を疑うような行動ではないかなという感想を持ちました。問い合わせに対してレスがないというのも、一体どういうことなのだろうという認識を持ったものです。そもそも約定しない価格水準での電源に対して時間をかけ過ぎるというのは、明らかにアンバランスだと考えますので、廃止に賛成する方向です。

ただ、理解が不十分なために、入札価格や原価管理がそもそも不適切だった事業者というのが市場から排除されてしまい、アプローチすることすらかなわないような状況になるのはいかがかという気はしました。事前の措置の対象事業者に限っては事前の聞き取りですくい上げるということですが、それ以外の事業者にとっても、適切な入札行動に仕向けるような働きかけは少し残しておく必要があると思っています。時間をかけ過ぎることは全く賛成ではないのですけれども。

例えばなのですが、事業者の質問に対してきちんと答える役割であったり、またガイドラインのこういうところをちゃんと見た上で対応してくださいといった働きかけだったり、そういったところである程度すくい上げというのはしてもよいのではないかという感想を持ちました。

論点2のところで、需給調整市場ガイドラインへ集約して追記をするという点ですが、こちらも賛同いたします。今までの監視の中で実際にあった事例を網羅した形でお示しいただいていると思いますので、今の時点で、この点が欠けているのではないかと申し上げるものはないです。ただ、今後も新しい問題行動が出てきたら、都度追記する方向性というのは、念のため確認させてください。

ガイドラインが、原則を示して実態にあてはめて都度解釈というのではなくて、だいぶ細かいルールベースになってしまふのはやむを得ないと考えます。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして原委員、よろしくお願ひいたします。

○原委員 原です。御説明をありがとうございました。振り返りのところでは、設計段

階から現在に至る流れを整理していただいておりまして、需給調整市場について理解が進んだと思っております。

全体的なコメントとなりますけれども、調整力の調達は、特定電源の優遇や過大なコスト負担を回避しつつ、実運用に必要な量の調整力を確保するということが重要で、そのために、一般送配電業者が調整力を市場で調達・取引できる環境を整備するというその仕組み。そういうこと、基本的なところが、不適切システムとか不合理な入札価格や入札量などによって崩れてしまいすると、市場のみならず需要家の負担増や不利益にもつながりますので、このようなことに対して適正な取引が行われているか否か、今後も62ページにお示しいただいた御提案に沿って、厳格に監視していって欲しいと思っております。

順番が前後しますけれども、事前の措置を規定する枠組みに関しては、事業者の誤解を防ぐために、適切なガイドラインに望ましい行為とともにアンフェアな例を具体的に挙げることに賛成いたします。できれば62ページの最下段の括弧にあるように、具体的に示されているのがよいと思いますけれども、その行為以外は適正と理解されないような示し方も考える必要があるのではないかと思っています。

B種電源の廃止については、ガイドラインが十分に理解されていれば、合理的でない費用の計上や市場の競争状況と乖離した協議額というのが出てくるのを防ぐことができるとも思いますので、そのような理解の上で廃止してもよいのではないかと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして北野委員、よろしくお願ひいたします。

○北野委員 北野です。丁寧に説明いただき、ありがとうございました。62ページの方針について、大きな問題はないと考えています。

ちょっと細かい点になるかもしれないのですけど、1点確認させて欲しい点は、論点1の②のところで、固定費回収についてなのですが、先ほどどこかのスライドで、期中の固定費回収が済んだら、その後応札しなくなった事業者がいたなどの話があったと思うのですが、特に蓄電池などは考えられると思うのですが、固定費を一旦回収したら、蓄電池を中古市場での販売、あるいはほかの用途で使うという可能性もあるかと思います。ほかの電源でもあるかもしれないけど、そういう形で別に収益を上げるといった場合には、先ほどの他市場収益というところで考慮することになるのか。あるいは事後的にも調査することですけれども、入札段階で事後的にどういう形で蓄電池が利用できるかという

ところも分からないので、その後、需給調整市場よりもほかのほうがいいということで、ほかのところで使ったという場合に、そこでの収益というのはどういう扱いになるのかなというのが気になったというところです。ちょっと細かい点ですけど、1点質問させてください。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、岩船委員、よろしくお願ひいたします。

○岩船委員 よろしくお願ひします。丁寧な御説明、ありがとうございました。三次調整力も複合商品の状況もよく理解できました。

まず、おしまいの62ページのほうからいきますと、私も、特段この内容に関して異存はございません。B種電源協議の廃止で事後監視強化への移行ということで、監視コストの効率化というのは非常に重要な観点だと思いますので、お進めいただければと思います。

論点2のほうも、問題となる行為をしっかり書いていくというのは重要だと思いました。やはりここは、これからどんどん、これまでの大規模な発電事業者のような、ある程度いろいろな知識があって、いろいろなことがそれぞれできるような人たちだけではなく、様々なプレーヤーが参加していく市場だということを考えると、読み方によって解釈が異なるようなものにすべきではなくて、逐一しっかり記述していくことが重要だと思います。

さらに、書いた上で、需給調整市場のガイドラインというのがどのぐらい効力があるものなのか、どのぐらいそれによってガバナンスを効かせられるのかという点も重要かと思いますので、「望ましい」と書いているとかそのぐらいで、必ずしもやらなくてもいいみたいな解釈だってあり得る可能性もあるので、ここはもう少し規制的にガバナンスが効くような仕組みを目指していくべきではないかと思います。

全体に調整力市場の話をまず一旦振り返りますと、市場外の調整力を調達できて、競争的な環境は維持しつつも市場価格は安定的になっているというのが、恐らく足元では望ましい状況だと思います。

ここでちょっと1点質問なのですけれども、新電力との競争も起こっているというのは、新電力が持っているのは火力なのか蓄電池なのか、それはどっちなのだろうというのを後で教えていただければと思いました。

といいますのも、やはり将来的には調整力自体も、脱炭素という意味ではクリーンにしていく必要が我々はあるのではないかという気もしています。蓄電池ですとかデマンドレスポンスのような新しいリソースも適切に入れるような需給調整市場をいすれば目指して

いかなきやいけないですけれども、あまりにも価格や量で縛ってばかりだと、揚水以外では既設の火力しか入れないような市場を作るという可能性もあります。今の足元の調整力の価格というのが将来にわたっても適切な調整力の価格であるとは限らないわけで、あまり規制的にはなり過ぎず、将来のビジョンを持ちながらいい制度設計を目指していっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、曾我委員、よろしくお願ひいたします。

○曾我委員 ごく簡単に2点だけ申し上げたいと思います。

まず1点目は、B種電源協議の廃止について、あまりに効率が悪いのでということだと理解しております。一方で、B種電源協議を経て一定の価格で着地した件も30件以上あると伺っておりますし、B種電源が完全になくなってしまうことによって、先ほど村松委員からも御指摘あったとおり、気になる点について相談や確認ができる窓口を閉じるということがないようにしていただきたいと思っております。

2点目は、需給調整市場ガイドラインに、問題となる行為についても規定するということで、そのこと自体には異存があるわけではないんですけど、念のためということで。適取ガイドラインは、公取も関与して作成されているもので、割と参照する方も一方でいると思いますので、需給調整市場ガイドラインへの誘導文を入れることが望ましいと思います。たしか、望ましい行為については需給調整ガイドラインを参照みたいな誘導文があったと思うのですけれども、問題となる行為についても同様に手当てしていただくと、相場操縦とかも需給調整市場ガイドラインにごそっと移されるということだと思いますので、いずれにしても、分かりやすく御対応いただきたいなというのが2点目でございます。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして松村委員、よろしくお願ひいたします。

○松村委員 松村です。発言します。

まず、妙なことを言うようですが、B種電源の協議で、とても約定しないような価格というかコストという言及が出てくることは、とても望ましい方向に需給調整市場が進んでいることを示していると思います。

募集量を適切に削減するだとかいろいろな対策を取る前の状況だと未達だったので、上

限価格が設定されていればその上限価格まで、そうでなければどんな高い価格でも必ず落札される状況だったので、とても落札されないような価格あるいはコストなどというような言葉は出てきようがないと思います。その言葉が出てき得るというのは、基本的に未達が完全になくなつたということ。ある意味競争的な状況になって、とんでもなく高い価格のものはもう落札されないという状況になったということだと思います。

しかし、これは自然体でこうなつたわけではなく、募集量の削減だとか長期契約での調達だとも貢献しているわけですが、様々な合理的な対応によってそういう状況になったということを私たちは認識しなければいけないと思います。

さらに、それを事後監視に置き換えていくということなのですが、事後監視は相当に難しい。逆に言えば、もうこの協議をなくすということは、そっちの議論にも跳ねてくるのと思います。簡単に募集量を増やすとかというようなことをし、競争的な状況でなくなると、大変なことになる。あるいは困難な事後監視の必要性がものすごく増すということになるので、B種電源協議以上にすごく大変になつてしまふと思います。こちらはエネ庁の委員会で議論することだということは十分分かっていますが、相互に関連していて、今回の提案が機能する前提是、募集量をある程度絞って競争的な市場になつてゐるということがあつて初めてできる議論だと感じました。

次に、ガイドラインをもっと整備し事後監視にして移すというのは、それ自体はとても合理的な提案なのですが、事故監視もすごく大変ですよね。B種電源協議よりももっと楽にできる、あるいは効率化できるという認識が本当に正しいのかどうかは、ちょっと心配しています。

でも、矛盾したことを言うようですが、募集量の削減だとかが十分機能していく、十分競争的な市場になつていれば、その必要性は相対的に小さくなつてゐると思いますので、機能するかもしれない。しかし今までのところでは、事後監視だとかというのは、例えばV1単価が200円になつているとか、三次調整力②がばかみたいに高い、募集量が削減された今なら絶対落札できないような、そんなすさまじい価格のときについては、ある意味で事後監視で指摘はしたのだけれども、B種電源協議でやつていたような、ある意味ぎりぎり詰めるというようなところで怪しいものは、制度の立てつけからして当然そうだということではあるのだけれども、摘発というか監視できていたものは少ないといます。これは相当大変な提案であることも同時に認識しなければいけないし、ある意味でそのような監視をしやすくするためにも、ガイドラインにいろいろ明記することによってあらかじ

め事業者の誤解というのを防ぎ、そういう格好で摘発しなければいけないような事例を減らすというようなこととのセットでの提案だと思います。

しつこく言って申し訳ないのですが、結構狭き道だということは認識する必要があるとい思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、五十川委員、よろしくお願ひいたします。

○五十川委員 御説明いただき、ありがとうございました。特段異論等ありませんので、ショートコメントなのですが、簡単に述べさせていただきます。

全体、62ページで挙げられている事務局の提案に賛成します。事前的措置に極めて大きい事務的なコストがかかっている割に、その結果全く約定しないというのは、どの主体にとってもメリットのない話ですので、やり方を見直すということで合理的だと思います。

一方で、完全に事前確認をしないのではなく、既にほかの委員からも出ているところですが、一定の粒度の確認は維持するという53ページの提案は、バランスがよいところだと感じました。

また、△kW価格の考え方も、いずれにせよ前日取引・30分取引の話はありますので、この機会にまとめて整理するというのは正しい方向だと思います。

短いですが、以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、北野先生、岩船先生からの御質問もありましたし、事務局からコメント等お願いします。

○黒田NW事業監視課長 ありがとうございます。まず、御質問い合わせた点から御回答させていただきます。

北野委員から御質問い合わせた、蓄電池の転売のような事象をどう扱うかというような御質問だったかと思いますけれども、現状、蓄電池が固定費回収後に中古市場に転売されている、売却されているといった行為や計画については事務局で確認しておりませんが、固定費回収後の転売によって転売価格の回収が繰り返し生じるといった懸念もありますので、そういった点も留意しながら、監視委において対応していきたいと考えております。

それから岩船委員から御質問いただきまして、新電力が参入してきている、その場合の

リソースとしては火力なのか蓄電池なのかという御質問でしたけれども、これは両方でありまして、火力を用いて入札している新電力もいらっしゃいますし、蓄電池の事業者もいらっしゃるということで、双方のケースがありながら参入が進んできているというふうに認識をしてございます。

それから全体に関するコメントでございますけれども、様々なコメント、ありがとうございます。62ページで事務局が提案した方針に大きな御異論はなかったという認識でありますので、いただいたコメントも含めて、次回以降さらに整理を行っていきたいというふうに考えております。

その上で、いただいたコメントに少し回答させていただければと思いますけれども、まず松田委員の、実際に問題となる行為について個別事案に当てはめるときには、きちんと丁寧にモニタリング、ヒアリング等しながら対応すべきといった点、おっしゃるとおりかと思っておりますので、どういった事情があったかということは、これまでもそうしておりますけれども、きちんと事業者からもヒアリング等で把握をしながら対応をしていきたいと考えております。

それから村松委員、同じ趣旨で曾我委員からもいただきましたけれども、事前の措置の対象事業者以外の事業者も含めて、何か相談だったり質問ができるような機会は残すべきではないかといった点のコメントをいただきました。こちらもおっしゃるとおりだと思っておりまして、これまでも特に事前の措置の対象事業者に限らず、事務局として、何か質問があるといった事業者がいらっしゃれば、そこは丁寧にお話を聞いて、回答なりコメントなり対応してくるといったことはこれまでやっておりますので、当然今後もそういった対応はしていきたいと思っておりますので、事業者の方も何か御質問等あれば、御連絡いただければ対応させていただきたいと考えてございます。

それから村松委員や原委員からも、ガイドラインの位置づけ、規定の方法といった話もいただきました、村松委員からは、具体例については、1回規定して終わりということでなくて都度、追記も含めて検討していくべきといった点いただきましたが、こちらもおっしゃるとおりだと思っておりまして、現時点では把握できている事案に基づけば、こういった具体例が考えられるのではないかということでございますが、この点については、知見がたまってきたら、追記等も含めて検討していきたいと思っております。

それから原委員からいただいた、ここに書いてある以外のことは全部OKというわけではないというのも、おっしゃるとおりでございますので、きちんと規定の仕方に気をつけ

ながら、誤解を招かないように規定をしていきたいと思っております。

それから曾我委員から、適取ガイドラインのほうの参考の文言も含めてきちんと分かりやすくといった点、こちらもごもっともな御指摘でございますので、いただいた御意見も踏まえて具体的な対応を検討していきたいと思っております。

それから松村委員から御指摘いただきまして、おっしゃるとおり事後監視は非常に難しいということでございますので、しっかりと我々も対応していきたいと思っておりますし、その前提として、募集量削減の制度の問題でしたりガイドラインの規定の方法といったところもきちんと整えながら、全体として対応していくということが必要だと思っておりますので、資源エネルギー庁等とも連携をしながら、きちんと対応していきたいと思っております。

そのほかいただいた御指摘も踏まえまして、次回以降、具体的にさらに検討していくればと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、大きな方向について御異論ございませんので、次回以降、詳細に検討していただきたく存じます。ありがとうございました。

それでは、続きまして議題の2つ目、3つ目、まとめて御議論いただければと思います。まず、議題の2つ目は、「需給調整市場の運用等について」となっております。こちらについて、資料4に基づき、黒田課長より御説明をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料4から御説明させていただきます。「需給調整市場の運用等について」ということでございます。

2つのパートございまして、まず10月中旬までの需給調整市場の動き、2点目としてB種電源の協議の状況についてということでございます。

まず、3ページでございます。三次②の動向でございますけれども、こちらのとおりとなっておりまして、まず9月の平均約定単価につきましては、関西・四国・九州エリアを除いたエリアで、先月比で減少ということです。

それから9月の最高約定単価につきましては、中部エリアで200円、九州エリア197円、東北エリア195円となっておりまして、北海道・東京・北陸・関西エリアでは、前月と比較して低下をしていたと。

また、9月の想定費用につきまして、次のページ以降なのですけれども、九州エリアが前月比で大きく増加をしていると。8月1.78億円が9月5.82億円という形でございますが、こちらの九州エリアの募集量が、いわゆるクロスポイント等の影響もあって、前月比で増加をしたということが想定費用増加の一因であると考えております。

8ページが、週間取引の動きになります。9月の平均約定単価につきましては、東北・中部・北陸・関西・四国エリアで、前月比で上昇したということです。

9月の最高約定単価につきましては、東北・四国を除くエリアで上限価格となっており、9月の想定費用は東京エリアで最も高く、30億円を超えていたという状況です。東京エリアで132億円という状況でございますけれども、なお東京エリアは、以前御審議をいただきました揚水随契、こちらが10月11日の実需給分から募集量の見直しが行われると。今回の集計には反映されていないのですけれども、次回以降、そういった動きの効果も出てくるということでございますので、引き続き動向を注視していきたいと考えてございます。

次に、13ページ以降、こちらが募集量・応札量・調達率の動向ということでございますが、一次調整力は、依然として多くのエリアで未達が多い状況ということでございます。

複合商品の動向は、エリアによって様々ということであるのですが、後で少し御紹介いたしますが、関西エリアは、9月の応札量が前月比大きく減少していたと。電源の状況でこういう状況になっていたということですが、足元の応札を見ていると、応札量回復しているというのは確認をしております。

それから東京など一部のエリアでは、応札量が募集を下回っている状態が継続しておりますが、こちらも先ほど申し上げたとおり、次回以降は揚水随契のデータも含まれてくるということでございますので、引き続き状況を注視していきたいというふうに考えております。

14ページ以降で、それぞれのエリアの募集量・応札量・調達率の動向ということで出しております。

関西は19ページのところで、複合でちょっと応札量が落ちているというのがこのデータ上ありましたけれども、足元では回復をしております。

23ページが、毎回出していますけれども、余力活用計画に基づく起動指令の状況。

それから、24ページが起動費・経済差替えに伴う事後精算の動向となってございます。

それから25ページ以降、先ほども触れられましたB種協議の状況になります。協議が整ったものを都度御紹介してきておりますけれども、今回は、協議が整った2社2件につい

ての御報告ということになります。

A社、B社ということで、それぞれ28ページ以降で御報告させていただきます。まず固定費についてでございますが、A社、こちら蓄電池でございまして、固定費の内訳として、新規の蓄電池投資に対する減価償却費、その他システム費用、人件費等ということでございまして、適切に期間案分された固定費が計上されているということを確認しております。

また、こちらは固定費に容量拠出金が計上されていたということであるのですけれども、以下の理由で計上しないということで、協議の結果、このような形になっております。すなわち、容量拠出金は容量市場において発電事業者に対して支払われる供給力の対価の原資であるということで、小売事業者にとっては、容量拠出金の支払いをもって、電気事業法に定める供給力確保義務を履行したものと整理されていると。

B種電源協議は、電源等の当年度分の固定費回収のための合理的な額を対象ということなので、小売電気事業者の容量拠出金の費用は想定しておりませんし、加えて、アグリゲーターが小売事業者というケースもありますけれども、容量拠出金は需給調整市場に応札するために要する費用とは言えないということですので、こういった形で計上しないという整理になっております。

それからB社は、こちらコンバインドサイクルということなのですが、発電事業者が保有し、アグリゲーターが需給調整市場へ応札といった電源になっております。固定費の内訳は、主に修繕費、人件費、他社購入電源費、消耗品・諸費、減価償却費等ということでございますが、こちらについては、適切に期間案分された固定費が計上されているということを確認してございます。

29ページが他市場収益ということなのですが、こちらA社B社、共に他市場収益は見込んでいないということでございました。容量市場収入についても、A社は今年度から運転したリソースですので、物理的に計算ができていないといったこと。B社は、2025年度メインオークションは設備譲渡前のために不参加と。追加オークションは、相対取引の引き合いがあり、最終的に見送るといったような状況ということでございました。

30ページですけれども想定約定量、こちらA社、B社、共に供出可能量（想定入札量）×想定約定率という形で出しているということでございますが、A社については、想定約定率は一時調整力を対象としているため、100%の前提で算定をしてきていると。対してB社については、想定約定率については、電力需給調整力取引所のホームページで公開されている三次②の約定実績を基に、応札予定期間を対象にして固定費の回収可能性が高い

と想定される単価・約定率の試算を行った結果を用いて算定といった説明でございました。

所有する他電源、こちらにつきましては、A社は、対象電源とその他電源で適切にシステム諸費は案分していると。その他の電源とも別管理ということですし、B社についても、発電事業者が所有する他電源については別管理ということでございました。

31ページ、こちら協議事項等ということで、一定額が1.64円/ ΔkW ・30分超えるものはより厳正な個別審査ということで実施しましたが、修正後の協議内容について不適切と見受けられる点はなかったということですし、また2つ目のポツに書いてある協議事項も、対応する方向であることを確認しております。

3つ目のポツなのですけれども、B社の協議で、当該電源の発電事業者に関わる固定費等について適切に確認を終了しておりますが、先ほども申し上げたとおり、アグリゲーターが入札をしていると。アグリゲーターに係る固定費（人件費、システム関連費等）については、現時点ではまだ確認が終了しておりません。本来であれば、アグリゲーターの固定費を含めた一定額で協議がなされるべきところですが、アグリゲーター側の協議が長期間となっているということで、事業者から、発電事業者の固定費等のみで算定された一定額、すなわちアグリゲーターの固定費が計上されていない一定額で応札を行いたいという相談がありまして、これを認めることとしております。なお、アグリゲーターに係る固定費の協議が完了し次第、本会合で御報告させていただきたいと考えております。

最後、まとめでございますけれども、今回の協議が整ったB種電源2社2件については、 ΔkW の一定額の算定諸元や考え方について確認を行っております。

確認の過程において、合理的な説明できない固定費等については、適切に修正が行われたことを確認し、算定諸元も含めて制度設計の趣旨に反する事実は見受けられず、今回協議があった事業者からのB種電源2社2件について、監査等委員会事務局で確認した値を一定額としました。

なお、31ページのとおり、発電事業者の固定費等のみで算定された一定額で応札する事業者については、引き続きアグリゲーターの固定費等の協議を進め、協議が完了次第、本会合で御報告させていただきたいと考えております。

資料4は以上になります、続けて資料5の説明に移らせていただきます。「中部エリアのブラックスタート機能調達未達への対応について」ということでございます。

こちらにつきましては、中部エリアの2029年度向けブラックスタート機能公簿のうち、一部の系統のBS公募において調達未達が発生をしておりました。

本件の対応につきましては、8月の本会合・第12回会合におきまして、対策の必要性や手段の有効性等の観点から、電力広域的運営推進機関で検討を実施いただいた上で、本会合で御議論いただくということを整理させていただいたところでございます。

これを踏まえまして、今月22日に開催された広域機関の「第112回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」において、当該系統においてBS機能の必要性や手段の有効性について、以下のとおり評価をいただいておりまして、まず対策の必要性については、配電切替えによる全量供給が困難な地域であり、年間を通して作業・事故時の両面での対策が必要であること。また、手段の有効性につきましては、一部BS機能調達による対策が最も経済性に優れ、工期面での実現性も高いことから、最も合理的な手段という整理をいただいております。

これを踏まえて、中部電力パワーグリッドから、「2029年度向けのBS機能の調達方法」及び「2030年度向け以降のBS機能の調達方法」の対応方針について提案がありまして、その内容について監視等委員会事務局において検討を行ったことから、御議論をいただきたいというものでございます。

3ページが、8月の本会合での資料です。

4ページ以降は、22日に広域機関のほうで評価をいただいた内容ということになっております。

それを踏まえて中部エリアの対応方針ということですが、中部パワーグリッドからは以下の2案の提案があったということでございまして、まず提案内容の概要でございますが、下の図のところで書いてあるとおり、契約電源の機能に係る費用と契約電源との運用に係る費用があるということで、これをどう調達するかということが焦点となってくるということでございます。

7ページ、案1と案2ということでお示しをいただいております。まず案1が、2029年度向け以降、毎年度、随意契約を締結し、随意契約の中で、先ほどの費用A、費用B、機能に係る部分と運営に係る部分の費用を払って、それを長期的に調達していくと。例えば償却期間20年の場合は、20年間随意契約を締結するというのが案1でございます。

案2が、2029年度向け随意契約で、費用Aの全額及び当年度分の費用Bを支払い、機能と運用分を調達すると。2030年度向け以降は、公募で1と2を調達していくという案となっております。

以上2案について、8ページで事務局のほうで検討を行っております。まず、2029年度

向けのBS機能の調達方法についてということでございますが、BS機能の調達に当たっては、電源等の参加機会の公平性、調達コストの透明性・適切性、安定供給の確保という観点から、調整力公募ガイドラインに基づいた対応が求められるところということあります。

まず、2029年度向けについては、公募を実施した上で調達未達となっているということ。また、現時点で公募要件に合致する電源は特定されており、期間的かつ地域的にも新規参入を見込むことは困難であることから、電源等の参加機会の公平性への配慮は不要と考えられるため、随意契約を認めることとしてはどうかと考えております。

なお、2029年度向けについては、コストの透明性・適切性の観点から、中部電力パワーグリッドに対して、相対交渉においてBS機能提供事業者の提示額の適切性を確認した上で契約を行うことを求めるとともに、監視等委員会事務局において、契約価格及び相対交渉の内容等について厳正な事後監視を行うこととしたいと考えております。

また、2029年度向けの随意契約の内容、2030年度向け以降のBS機能調達方法についてということでございますが、先ほどの前ページのとおり、2029年度向けについて随意契約を認めることとした場合でございますけれども、中部パワーグリッドから提案があった2つの案につきましては、案2が望ましいと考えられるが、どうかということでございます。

まず、電源等の参加機会の公平性という点でも、案1は期間中随意契約をするというものでしたが、案2の場合は、2030年度向け以降は公募を実施することから、電源等の参加機会の公平性が一定程度確保され、公募本来の趣旨からも望ましいと考えられるのではないかということです。

2つ目の調達コストの透明性・適切性、こちらも案2の場合のほうが、2030年度向け以降は公募を実施するため、調達コストの透明性の確保の観点から、より望ましいと考えられるのではないかということでございます。

3番目は安定供給の確保という点でございますが、こちらは、案2の場合であっても、2029年度向けの随意契約において一部設備の取替えに係る改修費の未回収リスクがなくなることから、2030年度向け以降は公募への応札・BS機能確保が可能と考えられるため、安定供給の確保の観点からも特段問題ないものと考えております。

なお、案1も、長期的な随意契約でBS機能を確実に確保することができるため、安定供給確保の観点からは、同様に問題ないものと考えております。

10ページで、案2とした場合の懸念点についてということでございます。先ほどまで見

たとおり、ガイドラインに基づけば、案2が望ましいと考えられると考えておりますけれども、以下の懸念点があるということで、案2の場合、2029年度向けの随意契約で、一般送配電事業者が契約電源等の機能に関する一部設備の取替えに係る改修費用を全額負担することになるため、2030年度向け以降のBS公募では、過去の契約事業者は、契約電源等の運用等に係る当年度分の費用に基づく価格で応札すると考えられるということでございます。

一方で2030年度向け以降のBS公募においては、新規事業者の参入があった場合に、過去の契約事業者と新規事業者の応札価格を比較することになるが、参加機会の公平性の観点からは、過去の契約事業者の落札者決定に係る評価額は、応札価格+当年度分の費用Aとすることが適切と考えられるということでございます。

下に、案2の社会コストのイメージということで載せておりますが、いわゆる費用A、一部設備の取替えに係る改修費用が全体8,000万円。20年で割って、1年で400万円といったコスト。それから運用に係るコストが年間100万円という場合には、評価に関する費用としては、Bの100万円プラス、費用Aを償却20年で割った400万円足して、500万円を評価に係る金額とすべきではないかということでございます。

この場合、新規事業者の応札価格について、右にあるとおり、500万円以下になる場合は新規事業者が落札事業者になるということなのですけれども、新規事業者の応札価格は、過去の契約事業者の応札価格以上評価額以下と。すなわち、中段の100～500万円になった場合ということでも新規事業者が落札者となるわけですけれども、その場合においても、費用Aについてはサンクコストとなることから、案1と比較して、結果的に社会コストが増加する可能性があるということではございます。

しかし、今回調達未達となった一部系統については、山間部に位置することから、地域的にも新規事業者の参入の可能性が高いとは言えず、これまでも応札可能な発電事業者が過去の契約事業者のみであったことを踏まえれば、調整力公募ガイドラインに基づいた対応として、より望ましいと考えられる案2を認めることとしてはどうかと考えております。

最後は11ページでございますけれども、広域機関におけるBS機能の必要性や手段の有効性の検討結果を踏まえまして、中部電力パワーグリッドから提案があった「2029年度向けBS機能の調達方法」及び「2030年度向け以降のBS機能の調達方法」の対応方針について監視等委員会事務局で検討を行いまして、29年度向けにつきましては、公募の上、未達となったといった点等を踏まえて、随意契約を認めることとしてはどうかと。ただし、

厳正な事後監視を実施することとすると。

29年度向け随意契約の内容及び23年度向け以降の調達方法についてという点については、ガイドラインに基づいた対応の観点から、中部電力パワーグリッドから提案があったうち、案2を認めることとしてはどうかということでございます。

私からの説明は以上になります。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、議題の2及び議題の3につきまして、御質問・御意見があれば、御希望をチャット欄でお知らせいただければと思います。

それでは、松田委員、よろしくお願ひいたします。

○松田委員 御説明ありがとうございました。議題の3、BS機能の調達に関する点について、少しコメント申し上げたいと思います。

事務局の今回の御提案については、結論として賛成でございます。スライドの10ページ目、ここに御整理されておりますけれども、今回の事務局の整理である案2については、2030年度以降の電源の参加機会の公平性という点は保たれるというもの、このスライドにもまさに記載のとおり、調達コストの総額が高くなる可能性があって、社会経済的なデメリットがあり得るかもしれないということです。

個人的には、公募調達は競争によってコストを低減するために行うものだと思っておりますので、競争を確保するためにコストが増大するというのは、ある種の本末転倒のような印象を受けております。本件に対する対応としては、あくまで公募調達という建付けを維持するというためにも、今回御提案いただいたとおりでよいとは思っております。

他方で、そもそも公募を維持して重複投資を呼び込むということが、必ずしも経済的意味で望ましくないエリアや電源もあるのかもしれませんと思いましたので、その点も別の議論としてあり得るのではないかと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、五十川委員、よろしくお願ひいたします。

○五十川委員 御説明ありがとうございました。五十川です。同じく議題3についてコメントします。

難しい事案だと思っています。提案の大枠ですが、7ページに提示されている案1、案2なら、後者の方がよいと思いますので、その点は案2を提示した事務局案に賛成します。

可能性が低くとも、将来的に極めてコストが安い参入者が入ってくる可能性はゼロでありませんので、その分だけ案2のほうが効率的だとも思います。

その上で、案2のもう少し細かい話が10ページにあるところです。ここで過去の契約事業者の落札者決定に関する評価額を、応札価格+当年度分の費用Aとするという方針が挙げられています。資料のとおりですが、この方法ですと、社会コストが増加する可能性があるということになります。

この部分に関連して質問なのですが、案2を基本としつつ、応札価格をそのまま評価額とする評価額=応札価格とする方法は、選択肢としては存在しないのでしょうか。少なくとも効率性の観点からは、案1よりは優れているということになるはずです。

もちろんこのような方法では、参加機会の公平性の面から問題があるということだと思いますが、参入の可能性がある分だけ、案1よりは公平性の観点でも優れているのではないかという理解で、案1が検討の俎上に上がる以上、全くおかしい選択肢ではないのかなと思っています。もし何か勘違いがありましたら御教示ください。

そもそも、今の松田委員の話からもありましたけど、この議論は何のために公募をやるのかという話が関わっているのではないかと思っています。平等な機会を提供すること自体が重要なのか、効率的な調達が目的なのかという点です。今回は調達未達によって問題が顕在化していますが、そもそもサンクコストがある世界なので、これらが必ずしも一致しないこともあるという理解です。公平性がやはり重要なので、10ページの方式で今回進めるということであれば、それはそれでいいと思いますが、この点をどのように考えるべきなのか、整理がありましたら併せて伺いたいです。

さらに、その上でもう1点なのですが、短期の話と長期の話があり得ます。案1にせよ案2にせよ、今回少なくとも当該年度は随意契約とするという話となっており、これは過去の調達未達の事例でも同様だという理解です。このような対応はやむを得ないということだと思いますが、それが常態化するのは問題になり得ます。入札がうまくいかなくとも随意契約で何とかなるという期待が事業者側に生じると、ポテンシャルに入札行動がゆがんでしまう可能性があるからです。

こういったことを避けるために、そもそも事業者側に少なくとも参加のインセンティブがあるような仕組みであるべきだと思っています。今回のような事案を可能な限り避けるために取れる対応があるのであれば、次に生かしていくことが重要だと思いました。

私からは以上です。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして山口委員、よろしくお願ひいたします。

○山口委員 山口です。御説明どうもありがとうございました。案2についても、私もよく分かりましたけれども、少し事務局見解で私が分からなかつたことがあるので、教えてください。

このスライド10の、先ほど五十川委員が御指摘した、過去の契約事業者の落札者決定に係る評価額は、応札価格+当年度分の費用Aとすることが適當と考えられるというのは、主語は、私たちというか、誰が適當と考えていて、適當と考えるという人は過去の契約事業者も入っていて、この人がこの評価額で——応札価格と評価額の関係というはどういうふうに考えるのか。新規事業者も応札するのだけれども、ということですよね。応札するのだけれども、新規ではないほうはどの価格で出して、競争するということだと思うので、市場参加者というか、応札者の指値を誰かが外から決めることはできるようなことになるのでしょうかというのがちょっと分からなかつたので、教えてください。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして松村委員、よろしくお願ひいたします。

○松村委員 松村です。発言します。私も、このブラックスタートの案1、案2に関してです。私は、正直言うと案1のほうがよいのではないかと思っていますが、多分、実質的に大差ないというか実害ないと思いますので、案2に強硬に反対するわけではありません。

案2は、公募を続けるというポーズをとるためだけに、公募のためのコストをずっと負担し続けるという、ある意味でばかばかしい。そのようなこと、応札はほぼないだろうと思っているのにもかかわらず、セレモニーのように調達というか公募をさせることなので、私は正直ばかばかしい案だとは思っているのですけど、多分どのみち2つは同じ結果になると思います。

それで、ちょっとまずいなと思っているのは、スライド10のところなのです。参加機会の公平性の観点から、「過去の契約事業者の落札者決定に係る評価額は『応札価格+当年度分の費用A』」とすることが適切と考えられる。」というのは、適切というのはどういうことなのか。サンクコストなわけですよね。そのサンクコストの分は、全部を一旦払うということをしているわけですよね。そうすると、この契約を継続することによる社会的な

費用は応札価格になっているのにもかかわらず、したがって、実際の限界費用というのはこの応札価格であるのにもかかわらず、当年度分の費用Aというのと比較して、そちらよりもコストが低いものが将来もし万が一現れたら参入してくださいという整理は、何かすごく変な気がします。本当にこの運用が適切なのでしょうか。

一旦全額を払っている。実質上、これはある意味で系統部門の持ち物になっているというのに近い状況だと思うのですが、それで、なぜこんな運用をしなければいけないのか。こんな運用をするから、だから潜在的にはコストが増大する可能性があると言っているわけで、私は、これが適切な整理なのか疑問に思っています。

一方で、事務局が正しく説明したとおり、ほぼほぼこのようなことはないと思いますので、実際に出てきて比較しなければいけないという場面は出てこないので、議論する意味があまりないと思います。しかし理屈として何かすごく変な気がするし、わざわざ非効率的な提案をしておいて社会コストが増える可能性があると議論しているのは、何かすごく変な気がします。

次に、そもそも案1のようなことが、このBS公募というところで望ましくないのかということは、公募の制度全体を見直すというか、今後もし類似のことが起こり得るのだとすれば、考える必要があると思います。

以前にも、競争的になりそうな限定的な場面というのはあったのだけれども、次年度以降落札できないというリスクを考えると応札できないというような事案があったと思います。そうすると、これはある種の固定費用を投じなければいけないのだけれども、毎年毎年の調達ということだとすると効率的にならないということが、今回の例は典型的にそうだと思う。こういうことがあるのだとすれば、例えば事業者のほうからの提案を可能にする。20年契約でやってくれるなら、もっとはるかに安い価格で応札はできます。でも、毎年毎年の公募ということなら、来年以降はすごく低くできるかもしれないけど、今年度は、固定費用全額を乗せるようなとんでもない金額で応札せざるを得ませんとかという具体的な提案を受けて、それで、競争者からというか、潜在的な競争者からの具体的な提案がないという状況では、広域機関と監視等委員会が1回その適切性を確認した上で、事業者の20年契約なら応札できますとかというような提案を精査し、それを受け入れるということがあつてもよいのではないか。案1のようなものが、随意契約というよりは、20年契約の提案、プロポーザルがあって、それに競合するような提案というのがない、1年での応札というのもないという状況下で、それが合理的だということを確認した上で取るということ

とだとすると、単に契約期間が1年ではなく20年になるというだけであって、ある種競争的に調達しているという体裁を整えられると思います。

このような、ある意味で供給できる事業者がかなり限られることが明らかになってきたものに対しては、事業者の提案で合理的な長期契約に移行するというようなことはあってもよいのではないか。そのほうがはるかに効率的なのではないかと思います。さらに、そのような提案の機会が全ての事業者にオープンになっていれば、不透明だと考える必要もないと思います。

したがって、今までのような1年契約の公募に固執しなければいけないのかということを考えさせられる事例だったと私は受け止めています。この点については、このやり方に固執するのではなく、案1のような、ある種自然で合理的な契約が、競争的な調達という形を整えた上でできるような、そういう仕組みに変えていくほうが、全体としては効率的だし、これからもブラックスタートだけではなくて、本当に供給者が限られて、ある種1対1の契約にならざるを得ないときに、そこでむしろ協議によってコストを下げていく。プロポーザルを受けて、カウンターオファーを受けて、それで効率化していくというほうが合理的な調達になることもあり得るということに私たちは頭を切り替えて、今回のようなものに対応できるような制度に変えていくということをすれば、ほかのところにも応用がいろいろ効いて、最初は苦労するかもしれないけれども、意義も大きい。これはちゃんと考える価値のあるものだと思いました。

いずれにせよ、今回の案2のような、セレモニーのようにこの後20年間ずっと、事業者が当該年のコストだけで落札していくというのを続けるというのは、ある意味でばかみたいなことを繰り返すことになってしまったという反省を毎年促すという点ではいいと思います。今後はもう少しやり方を考える価値があるのではないかと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして村松委員、よろしくお願ひいたします。

○村松委員 村松です。発言させていただきます。資料4、需給調整市場の運用等について質問をさせてください。23、24ページのところです。余力活用契約に基づく機動指令と事後精算。23ページの事後精算等もそうなのですが、「引き続き動向を注視していく」という言葉がリード文のところにございまして、これは市場の外の話ではあるのだけれども、監視等委がどのような視点で注視していくのか。また、その結果によってはどのよう

な働きかけというのが考えられるのか。その辺りの背景を、私が理解していないだけだと思うのですが、教えていただければと思います。

それから、こちらの2番目のB種電源協議についての協議内容、おまとめいただき、ありがとうございます。それぞれ拝見しましたが、合理的な内容と理解いたしました。

それで1点、これも質問です。31ページのところで、先ほど御説明いただきましたようにアグリゲーターのコスト、固定費を当初入れる方向で協議はしていたものの、なかなか整理ができないので1回取り下げるし、発電側の固定費だけで進めさせてくださいという相談があって、それを受け入れて入札価格の変更という形になったと理解しました。これを後づけで整理して、また会合で御報告いただけるとご説明いただきました。

この観点は、本件に関して言えば、もう入札自体は完了しているものの、この事例を踏まえて整理した結果が、ほかの今後に起き得る事例への適用という観点で1回整理しておきますという、そういう頭出しあつしやっていたかいたのか。申し訳ありません、その点の理解確認のために質問させていただきました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほかに発言の希望はございませんでしょうか。——よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、質問に対する回答、またコメントを、事務局よりよろしくお願ひいたします。

○黒田NW事業監視課長 ありがとうございます。まず、最後に村松委員から御質問いただいた件です。23ページの余力活用契約に基づく起動指令についてという点でございますけれども、こちらは、おつしやるとおり市場外の余力活用契約に関するデータになっておりますけれども、この余力活用契約も含めて調整力費用に入ってくるという中で、起動指令を行って起動費を含めて余力対応したというケースがどれくらいあるかと。それはコストにも、広義の調整力費用の中にも入ってくるということですので、動向を注視しているということでございまして、データを出させていただいているということでございます。

それから31ページのB社の協議、こちらは現状、発電事業者側の固定費の確認のみ終わっていて、アグリゲーター側については終わっていない状況ですので、現状、この一定額については、発電事業者側のみの固定費が計上されているという状況です。本来、制度上、アグリゲーター側の固定費も含めて計上できるという制度ではあるのですけれども、今、事業者側の申請の状況でそれが整っていないという状況でありまして、発電事業者側は、

この協議が遅れていくと入札の機会がどんどん失われて機会損失が生じるということなので、これはできるだけ早く入札をしていきたいという思いがあると。

ですので、アグリゲーター側も、そういう形で自分たちの固定費は入っていないのだけれども、その協議が整うまではそういう形で入札をしたいという申し出があったということをございまして、我々からしても、固定費が低くなるという部分については、特段、市場に悪影響が出るというものでもないので、一旦認めることとして、アグリゲーター側の固定費を含めた一定額、こちらの調整が整えば、またそれはそれで、その後、それも含めて入札をするという整理にしたというのが、ここで書いてある趣旨でございます。

それからブラックスタートの議題について、様々な御意見をいただきました。現行のガイドラインも踏まえますと、案1か案2かということであれば、案2のほうが適切ではないかと考えているということではございますが、山口委員から御指摘があったこの評価については、評価は最終的には中部電力パワーグリッドが実施をすることになります。

そのときに、今回の提案では、評価額については応札価格プラス当年度分費用をAとすることが適切と考えられるのではないかということで事務局の提案をお示しましたけれども、それについていろいろな御意見があったということでもありますので、実際、公募をして参加者、新規事業者が、実際に提案があった場合に、その応札価格がどれぐらいになるか。この例で言っても100万と500万、かなり幅がある中で、どういう提案が出てくるかといったところもありますので、実際に新規事業者が現れて提案があり、それを評価する段階で、当然そういった情報は我々にも入りますので、また中部エリア個別の事案については、新規事業者が出了たときに、実際にどのように対応するかという点は、また皆さんにもお諮りをして進めさせていただくということにさせていただくこととしてはどうかと思っております。

それから松村委員から、本件に限らずそもそも論として、こういった参入機会が非常に限られるような事案について、もう公募する必要があるのかと、長期の随意契約といいますか、そういった形で認めることも必要なのではないかといった御意見もいただきましたので、こちらにつきましては、より大きな議論だと思いますので、こうした御指摘踏まえて、今後、適切に検討させていただければと思いますけれども、今回の件については、個別の事案については案2でということでいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○武田座長 どうもありがとうございました。

松村委員、よろしくお願ひいたします。

○松村委員 何度もごめんなさい。私が提案したのは、こういうものについては、公募はやめて随意契約にすればいいのではないかと言ったのではなく、プロポーザルを広く求めるというのは、私は典型的な公募だと思っているので、全ての人に機会があり、1年契約ではない公募にするという提案なので、随意契約にせよというものではなく、この例で言えば、20年契約であればというプロポーザルを受ける余地があるのではないかという提案。公募を随意契約に変えろという整理ではないものを言ったつもりでした。

○黒田NW事業監視課長 すみません、こちらで御提案の趣旨を取り違えてしまって申し訳ございません。趣旨、了解いたしました。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、議題の3につきましても、本件については、2が望ましいと考える事務局提案に強く反対する御意見はなかったと思いますので、議題2及び議題3、共に事務局案のとおり進めたいと思います。貴重な御意見を多数いただきました。どうもありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました議事は以上となります。

議事進行を事務局にお返しいたします。

○田上総務課長 本日の議事録につきましては、案ができ次第送付をさせていただきますので、御確認のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、第14回制度設計・監視専門会合はこれにて終了といたします。本日は、ありがとうございました。

——了——